Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		－310,152,364
財務活動によるキャッシュ・フロー		－310,152,364
Ⅳ　資金増加額		389,260,291
Ⅴ　資金期首残高		8,522,369,565
Ⅵ　資金期末残高		8,911,629,856

行政サービス実施コスト計算書
（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
研究業務費	12,477,385,702		
一般管理費	717,533,680		
財務費用	14,231,489		
雑損	20,775	13,209,171,646	
(2)　（控除）自己収入等			
政府受託収入	－60,056,462		
その他受託収入	－966,822,782		
寄附金収益	－10,000		
資産見返寄附金戻入	－4,359,967		
財産賃貸収入	－852,183,718		
受取利息	－506,838		
雑益	－239,794,520	－2,123,734,287	
業務費用合計			11,085,437,359
Ⅱ　損益外減価償却相当額			4,627,328,156
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			21,781,858
Ⅳ　引当外賞与見積額			3,823,188
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			－37,856,500
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	27,335,183		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	0		27,335,183
Ⅶ　行政サービス実施コスト			15,727,849,244

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～75年
機械装置	２～17年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０円とする定額法を採用しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末の退職給付見積額を控除して計算しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1)　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

①　無償貸付を受けている国有財産及び地方公共団体財産に対し、近隣の賃借料を参考に賃借価格を計算しております。

計算式は次のとおりです。

近隣賃貸料単価（円／㎡・年）×借用面積（㎡）＝賃借価格